

大雨時の『事前通行規制』にご協力ください

長野県内の国道等には、台風等の大雨により連続雨量が基準を超えた場合、道路を利用する皆様の安全を確保するため、通行止めを行う区間があります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

長野県内の事前通行規制区間

※「連続雨量」とは、雨の降り始めからの降雨量の累計です。

■国土交通省 長野国道事務所管理区間 / 18号、19号(塩尻以北)、20号のうち、6区間

- | | |
|---|--|
| 1 18 長野市豊野町川谷～飯綱町倉井
(区間長) 2.0km (規制基準値) 150mm | 2 19 長野市篠ノ井秋古～長野市安茂里小市
(区間長) 3.5km (規制基準値) 130mm |
| 3 19 長野市信州新町杖突～長野市七二会笹平
(区間長) 8.7km (規制基準値) 130mm | 4 19 長野市信州新町日名～長野市信州新町大原
(区間長) 2.3km (規制基準値) 130mm |
| 5 19 生坂村池沢～長野市大岡甲
(区間長) 17.7km (規制基準値) 130mm | 6 20 富士見町下蔦木～富士見町富士見
(区間長) 7.7km (規制基準値) 150mm |

■国土交通省 飯田国道事務所管理区間 / 19号(塩尻以南)のうち、2区間(岐阜県側を含む)

- | | |
|--|--|
| 7 19 木祖村菰原～木祖村菰原
(区間長) 1.1km (規制基準値) 170mm | 8 19 中津川市山口～南木曾町読書
(区間長) 6.5km (規制基準値) 150mm |
|--|--|

■長野県管理区間 / 上記以外の国道・県道のうち、55区間 (詳しくは長野県HPをご覧ください)

《事前通行規制とは》大雨や台風などによる土砂崩れや落石の恐れがある箇所について、過去の記録などをもとに通行規制基準を定めています。『事前通行規制』は、災害が発生する前に、この基準により通行止めを行うものです。



過去の災害事例
国道19号(東筑摩郡生坂村東広津)
 H23.5.29 土砂流出、全面通行止規制 35時間



関東地方整備局
長野国道事務所
 中部地方整備局
飯田国道事務所

TEL.026-264-7008
 (担当:管理第二課)

TEL.0265-53-7205
 (担当:管理第一課)

災害に伴う通行止めの情報等
 公式twitterで発信しています

(長野国道事務所) @mlit_nagano
 (飯田国道事務所) @mlit_iida

道路の異状を発見したら
 道路緊急ダイヤルへお知らせください

#9910 無料
 24時間受付

■道路交通に関する情報は、(公財)日本道路交通情報センター
 長野情報ダイヤル(長野センター)…TEL.050-3369-6620
 携帯電話短縮ダイヤル…#8011
 ホムページ…http://www.jartic.or.jp/

■長野県の管理する国道・県道についてはこちら
長野県建設部
道路管理課